

褥瘡発生予防に関する指針

令和5年4月1日 更新

社会福祉法人まこと

特別養護老人ホーム しあわせの家

ショートステイ しあわせの家

1：褥瘡発生予防に関する考え方

高齢者は低栄養状態や活動の低下、疾病に伴う寝たきり状態に陥りやすく、褥瘡が発生するリスクがあります。特に施設を利用しておられる方には、加齢に伴い心身の機能が低下している方が多くおられ、そのリスクは高いと思われます。

私達は、こうしたリスクをもつ利用者の健康で尊厳のある生活の実現のため、多職種協同のもと質の高いサービスの提供を目指してこの指針に従い、褥瘡発生予防に対する体制を確立し、褥瘡が発生しないような適切な介護を行うことを目指します。

2：褥瘡発生予防に向けての基本方針

(1) 褥瘡発生予防に対する体制の整備

当施設では、褥瘡発生の予防と早期対応のため、褥瘡対策委員会を設置し、具体的な対応については委員会で検討します。

(2) 多職種協働によるチームケアの推進

各職種の専門性に基づくアプローチからチームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(3) 専門家との連携

外部の褥瘡予防等の専門家とも積極的に連携し、より質の高いケアに取り組みます。また、LIFEからの情報を活用します。

(4) 職員に対する教育・研修

褥瘡発生予防に対する知識の習得、施設の方針の徹底、情報の伝達等を目的として、勉強会を開催するなど職員の教育に努めます。

3：褥瘡発生予防に対する体制の整備

(1) 褥瘡対策委員会の設置

当施設では、褥瘡発生予防に向けて褥瘡対策委員会を設置します。

① 設置の目的

：利用者の褥瘡発生予防に努め、発生時における苦痛の緩和と早期治療及びケア提供を適切に行うことを目的とし、褥瘡対策委員会を設置します。

② 褥瘡対策担当者

看護主任

③ 褥瘡対策委員会の構成

- : 施設長
- : 副施設長・副管理者
- : 特養主任生活相談員
- : 短期主任生活相談員
- : 介護支援専門員
- : 機能訓練指導員
- : 管理栄養士
- : 介護主任
- : 介護職員

④ 褥瘡対策委員会の開催

- : 定期的に3ヶ月に1回（1・4・7・10月）開催します。
- : 必要時は随時開催します。

⑤ 褥瘡対策委員会の役割

- ア) 褥瘡予防、及び発生時に向けた対応の検討
- イ) 各種施設サービス計画の作成への立案
- ウ) 各種マニュアル、様式等の見直し
- エ) 適切な福祉用具等の選定
- オ) LIFE への情報提出と結果の活用

4：褥瘡発生予防及び治療の対応

① リスクの評価

- : 予防及び早期の対応を行うために、ハイリスク者を抽出します。
- ハイリスク者の抽出基準は、ブレードン・スケールを採用し、危険度が13点以下をハイリスク者とします。
- 全入所者の評価の頻度は3か月に1回（3・6・9・12月）とします。
- ※新規入所者の場合には入所時に評価します。
- ※評価結果は厚労省（LIFE）へ提出します。

② 褥瘡発生予防及び治療の実施

- 別紙「褥瘡予防・治療の進め方（フローチャート）」に従って行います。

5：褥瘡発生予防に関する各職種の役割

褥瘡発生予防のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

（ 施設長 ）

- 1) 褥瘡発生予防の総括管理
- (委員長・看護職員)
- 1) 医師又は協力病院との連携
 - 2) 褥瘡処置への対応
 - 3) 褥瘡に関する看護計画の作成
 - 4) 個々に応じた体位変換・安楽な座位確保の工夫
 - 5) 褥瘡発生予防の介護計画の作成（介護支援専門員と協同）
 - 6) 職員への指導
- (副施設長・副管理者・生活相談員・介護支援専門員)
- 1) 褥瘡に関するケア計画に基づくチームケア
 - 2) 外部の専門機関との連絡調整
 - 3) 家族への対応
 - 4) 褥瘡発生予防の取り組みと体制作り
- (管理栄養士)
- 1) 褥瘡の状態把握と栄養管理
 - 2) 栄養ケアマネジメントにおける状態の把握と利用者の管理
 - 3) 食事摂取量低下に伴う栄養保持の工夫
- (介護職員)
- 1) きめ細やかなケアと衛生管理に努める
 - 2) 看護計画・施設サービス計画に基づく排泄・入浴・清潔保持に努める
 - 3) 個々に応じた体位変換と安楽な座位保持の工夫に努める
 - 4) 身体状況を観察し、速やかな報告・連絡・相談に努める
 - 5) 褥瘡の状態観察と介護記録の整備
 - 6) 苦痛を排除する精神的緩和ケアとコミュニケーションに努める
 - 7) 褥瘡発生予防の取り組みを遵守する

6：ご利用者・ご家族への説明と同意

褥瘡発生予防に対する体制（褥瘡対策委員会）によりリスク評価した結果、褥瘡ケア計画の策定が必要と判断された対象者についてご本人もしくはご家族に計画の内容を説明して同意を得ます。

7：専門家との連携

より質の高いケアを目指すため、内部のスタッフだけではなく、外部の医療・介護・介護機器等の専門家から積極的に情報収集に努め、スキルアップを図ります。

8：褥瘡発生予防のための職員に対する教育・研修

より質の高いケアを提供するにあたり基礎知識と技術を身につけることを目的と

して、委員会を中心とした施設内研修・勉強会を開催するとともに外部研修会への積極的参加を図ります。

- ① 教育・研修・勉強会などの実施
- ② 新任者に対する褥瘡発生予防の教育・研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

9：褥瘡発生予防に関する指針の閲覧について

この指針は、いつでも自由に閲覧することができます。